

○香取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例

平成27年3月25日条例第7号

香取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市は、佐原の町並みの良好な風致を維持し、歴史的資源を活用した交流人口の拡大及びにぎわいの創出を図るため、地域活性化施設（以下「活性化施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 活性化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上川岸第一施設	香取市佐原イ486番地

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物群保存地区 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条に規定する香取市佐原重要伝統的建造物群保存地区をいう。
- (2) 景観形成地区 香取市佐原地区歴史的景観条例（平成18年香取市条例第103号）第5条に規定する景観形成地区をいう。
- (3) 佐原の町並み 伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区をいう。
- (4) 歴史的資源 伝統的建造物その他佐原の町並みの歴史及び風致を表象する建造物等をいう。
- (5) 活性化施設 佐原の町並みに所在し、市が借り上げ又は所有する建築物及び付帯施設のうち、第5条に規定する使用者資格を有する者に対して使用させるものをいう。
- (6) 付帯施設 建築物以外の工作物等で、規則で定めるものをいう。
- (7) 改変 建築物並びに付帯施設の原状を変更することで、規則で定めるものをいう。

(使用者の公募)

第4条 市長は、活性化施設の利用者を公募するものとする。

2 市長は、使用者の公募を次の各号に掲げるいずれかの方法によって行うものとする。

- (1) 市のホームページ
- (2) 市の広報紙

(3) その他効果的と認められる方法

3 前項の公募に当たっては、市長は、施設の場所、戸数、規格、使用料、使用者資格、申込方法、申込期間、選定方法の概略、使用期間その他必要な事項を公示する。

4 公募の時期については、規則で定める。

(使用者の資格)

第5条 活性化施設を使用することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て備えていなければならない。

(1) 香取市暴力団排除条例（平成24年香取市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 税金等を完納していること。

(3) 第7条第1項の申込みをする日において、満20歳以上の成人であること。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(4) 日本国籍を有すること。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(5) 公衆に不快の念又は危害を与える者ではないと判断されること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号以外の使用者の要件を定めることができる。

(用途の制限)

第6条 活性化施設の用途は、次の各号に掲げる要件を全て備えていなければならない。

(1) 第1条に規定する設置の趣旨に合致すると認められること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種ではないこと。

(3) 公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。

(4) 政治活動等又は宗教活動等ではないこと。

(使用の申込み及び決定)

第7条 第5条に規定する使用者資格を有する者で、活性化施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、第4条第3項に規定する申込期間内に使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者の中から、次条に規定する方法によって活性化施設の利用者を決定し、その旨を当該利用者（以下「使用許可者」という。）に対して通知するものとする。

(使用許可者の選定)

第8条 市長は、前条第1項に規定する申込みがあったときは、規則で定めるところにより、使用許可者を選定する。

(使用許可期間)

第9条 活性化施設の使用を許可する期間（以下「使用許可期間」という。）は、使用許可日から24箇月以内で市長が定める期間とする。

2 活性化施設の使用許可期間の終了が見込まれる使用許可者が、当該活性化施設の使用継続を希望する場合は、新たに第7条第1項の規定による使用の申込みを行い、同条第2項の規定による使用者の決定を受けなければならない。

(月額使用料)

第10条 活性化施設の1箇月当たりの使用料（以下「月額使用料」という。）は、20,000円とする。

2 市長は、物価の変動等に伴い使用料を変更する必要があるときは、使用許可期間中であっても、使用許可者と協議の上、月額使用料を変更することができるものとする。

(使用料の納付)

第11条 使用許可者は、当該会計年度における使用許可期間の月数に月額使用料を乗じて得た使用料の総額を、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

2 活性化施設の使用を中止した場合の使用料の総額は、当該会計年度における活性化施設の使用を中止した月までの月数に月額使用料を乗じて得た額とする。この場合において、前項で納付した使用料の総額との間に差額が生じたときは、その差額を使用許可者に返納するものとする。

3 使用許可者が第17条の規定による使用許可の取消しを受けた場合は前項の規定を準用する。この場合において、前項中「使用を中止した」とあるのは「使用許可を取消した」と読替えるものとする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該使用料を減額し、又は免除する（以下「減免」という。）ことができる。

- (1) 活性化施設が災害等により使用不能又は使用困難と認められるとき。
- (2) その他特別の事情があると認めるとき。

2 前項の使用料の減免の期間は、市長が認める期間とする。

(修繕費用の負担)

第13条 活性化施設の修繕に要する費用（使用許可者が負担すべき修繕費用の範囲として規則で定めるものを除く。）は、市の負担とする。

- 2 使用許可者の責に帰すべき事由によって、前項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、使用許可者は、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(使用許可者の費用負担義務)

第14条 次の各号に掲げる費用は、使用許可者の負担とする。

- (1) 電気、電話、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物、塵埃及び排水の消毒、清掃及び処理に要する費用
- (3) 付帯施設の使用及び管理に要する費用
- (4) 使用許可者が自らの事業に必要な設備類の工事に要する費用

(管理義務)

第15条 市長は、常に活性化施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。

(使用許可者の保管義務)

第16条 使用許可者は、当該活性化施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 使用許可者は、活性化施設を他の者に使用させ、又はその使用の権利を他の者に譲渡してはならない。
- 3 使用許可者は、活性化施設を許可された用途に供さない日を、連続して15日以上としてはならない。ただし、市長の許可を得たときは、この限りではない。
- 4 使用許可者は、活性化施設を許可された以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の許可を得たときは、この限りではない。
- 5 使用許可者は、活性化施設を改変し、又は増築をしてはならない。ただし、改変について市長の許可を得たときは、この限りではない。
- 6 使用許可者は、前各項に規定するもののほか、不相当と判断される行為によって、活性化施設を使用してはならない。

(施設の使用許可の取消し)

第17条 市長は、使用許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該活性化施設の使用許可を取消すものとする。

- (1) 市長が指定する期日から1箇月以上経過しても使用料を納付しないとき。
- (2) 不正の行為によって使用したとき、又は使用させたとき。
- (3) 使用許可者の都合により、引き続き30日以上活性化施設を使用しないこととなったとき。

(4) 使用許可者又は活性化施設に従事する者が第5条に定める要件を有していないことが判明したとき。

(5) 活性化施設の用途が、第6条第2号、第3号及び第4号で定める要件を有していないことが判明したとき。

2 市長は、使用許可者が次の各号のいずれかに該当する場合において、使用許可者に対して、相当の期間を定めて是正の勧告をしたにもかかわらず、改善されないときは、当該活性化施設の使用許可を取消すものとする。

(1) 当該活性化施設を毀損したとき。

(2) 前条第3項ただし書の許可を得ず引続き15日以上、活性化施設を使用しないとき。

(3) 地域社会の環境、秩序及び平穩を阻害する行為をしたとき。

(4) 前条第5項ただし書の許可を得ず改変を行ったとき。

(5) 活性化施設の用途が、第6条第1号の要件を有していないことが判明したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、不相当と判断される行為をしたとき。

(施設の明渡し請求)

第18条 前条の規定により使用許可の取消しを受けた使用許可者は、指定された期日までに当該活性化施設を明け渡さなければならない。

(施設の検査)

第19条 使用許可者は、当該活性化施設を明け渡そうとするときは、30日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 使用許可者は、使用許可期間が満了する日又は使用を中止する日の翌日から15日以内に、前項に規定する検査を受け、当該活性化施設を明け渡さなければならない。

3 使用許可者が第16条第5項ただし書の規定により、活性化施設を改変したときは、第1項の検査の時までに、使用許可者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。ただし、原状回復又は撤去を行わないことについて、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(施設の明渡し勧告及び命令)

第20条 市長は、第18条に規定する期日までに活性化施設を明け渡さないときは、その者に対して再度期日を指定して当該活性化施設の明渡しを勧告するものとする。

2 市長は、前項による勧告にもかかわらず活性化施設の明渡しがなされない場合は、当該施設の明渡しを命令するものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。